

指定管理者の公募に係る質問書

施設名：古法華自然公園

質問内容	回答
<p>古法華自然公園での自主事業について。古法華自然公園は条例で使用料の定めがありません。</p> <p>指定管理者が実施する自主事業で参加費用を徴収することは可能と認識していますが、繁忙期の駐車場利用など、自主事業の実施と関連づけての料金収受は可能でしょうか。</p> <p>また、自主事業として、繁忙期にキャンプ利用の方対象（あくまでも利用者の任意）で「美化協力金」等名目で募金箱を設置することは可能でしょうか。</p>	<p>自主事業の参加費用については、その自主事業の為に別の場所に駐車場を借上げる必要がある等の理由が無い限り、駐車料金名目の徴収は避けてください。参加費用徴収は、一般利用者との差別化が必須です。</p> <p>また、募金の徴収については可能ですが、別会計で管理、使途を明確にし、必ず報告してください。使途については、募金会計でキャンプ場整備、備品購入を行ったり、炊事場の洗剤、スポンジ等程度の消耗品の購入は可としますが、光熱水費等の経常経費への充当は不可とします。</p> <p>繁忙期の駐車場整理費用、炊事棟設置による光熱水費の増加は理解しますが、必要な経常経費は積上げのうえ、指定管理料に計上した提案をお願いします。</p>

以上